

交通局懲戒処分の標準例 処分量定一覧

令和2年12月1日改正

事由	処分量定			
	戒告	減給	停職	免職
(1) 一般 服務 関係	ア 酒気帯び出勤(乗務員及び運転士)			
	イ 学歴詐称			
	ウ 守秘義務違反			
	公務の運営に重大な支障を生じさせた場合			
	具体的に命令又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠った場合			
	エ 個人情報の不当利用			
	オ 勤務態度不良			
	公務の運営に重大な支障を生じさせた場合			
	カ 旅客に対する不適切な言動			
	キ パソコン・インターネットの不正利用			
	ク (ア)違法な政治的行為(地公法36条第1項違反)			
	(イ)違法な政治的行為(地公法36条第2項違反)			
	(ウ)違法な政治的行為(地公法36条第3項違反)			
	(エ)違法な政治的行為(公職選挙法、政治資金規正法違反)			
	ケ (ア)違法な労働組合活動(地方公営企業等労働関係法11条第1項前段違反)			
	(イ)違法な労働組合活動(地方公営企業等労働関係法11条第1項後段違反)			
	コ 営利企業等従事			
	サ (ア)欠勤(7日以内)			
	(イ)欠勤(8日以上14日以内)			
	(ウ)欠勤(15日以上)			
	シ 職場内秩序びん乱			
	ス 虚偽申請			
	セ 虚偽報告			
	ソ (ア)公文書の不適切な取扱い(偽造、変造、虚偽公文書作成、毀棄)			
	(イ)公文書の不適切な取扱い(決裁文書の改ざん)			
	(ウ)公文書の不適切な取扱い(公文書の改ざん、紛失、廃棄、その他不適切な取扱い)			
	タ (ア)職場におけるハラスメント(セクシュアル・ハラスメント)			
(イ)職場におけるハラスメント(パワー・ハラスメント)				
(ウ)職場におけるハラスメント(その他のハラスメント)				
チ (ア)収賄・供応(収賄)				
(イ)収賄・供応(供応)				
(2) 公金・物品 取扱い 関係	ア 横領			
	イ 窃取			
	ウ 詐取			
	エ 紛失			
	オ 盗難			
	カ 物品損壊			
	故意又は重大な過失のある時			
	キ 出火・爆発			
	故意又は重大な過失のある時			
	ク 諸給与の違法支払・不適正受給			
	ケ 不適切な事務処理(知りながら容認した場合を含む)			
コ 公金及び物品等の処理不適正				
(3) 公務外 非行 関係	ア 放火			
	イ 殺人			
	ウ 傷害			
	エ 暴行・けんか			
	オ 器物損壊(故意の場合)			
	カ (ア)横領(自己の占有する他人の物を横領)			
	(イ)横領(遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領)			
	キ 窃盗			
	ク 詐欺・恐喝			
	ケ 賭博・ノミ行為			
	胴元としての行為を果たした場合			
	コ 麻薬等の所持等			
	サ (ア)わいせつ行為等(強制わいせつ)			
	(イ)わいせつ行為等(淫行)			
(ウ)わいせつ行為等(痴漢行為)				
(エ)わいせつ行為等(盗撮行為)				
(オ)わいせつ行為等(その他わいせつな行為)				
シ ストーカー行為				
(4) 交通 事故・ 交通 法規 違反 関係	ア (ア)人身事故(死亡)			
	措置義務違反等がある場合			
	(イ)人身事故(重大な傷害)			
	措置義務違反等がある場合			
	(ウ)人身事故(傷害・措置義務違反)			
	イ 物損事故(重過失又は措置義務違反)			
	ウ 交通法規違反(飲酒運転等を除く重大な交通法規違反)			
エ (ア)飲酒運転等(飲酒運転)				
事故を起こした場合				
(イ)飲酒運転等(飲酒運転の容認等)				
(5) 監督 責任 関係	ア 管理監督責任			
	イ 事実を隠匿し、又は黙認した場合			